

第42回青森県環境審議会

日時：令和5年9月12日(火)

13:30～14:50

場所：青森県庁西棟8階 中会議室

(司会)

開会に先立ちまして、本日の配付資料について確認させていただきます。

まず、次第、委員名簿、席図、諮問書の写し。これは、それぞれ1枚のものであります。

次に先日、事前送付させていただきました諮問案件の資料、これが、一部差し替えがございましたので、差し替えたものを机の上に本日、配付させていただいております。

資料1、差し替えと書いてあります。資料2-1、こちら差し替えとして準備させていただきました。

資料2-2、2-3につきましては、差し替えはございません。

それから、本日の諮問案件の御審議終了後、報告案件としまして、資料3「次期青森県環境計画の策定について」の資料を配付しております。

資料について、不足等ございませんでしょうか。

それでは、ただ今から「第42回青森県環境審議会」を開催いたします。

開会にあたりまして、環境生活部長の館から御挨拶を申し上げます。

(館部長)

県の環境生活部長の館と申します。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、皆様には、お忙しい中、環境審議会に御出席を賜わりまして、誠にありがとうございます。

また、環境行政をはじめ、県政全般にわたりまして御理解と御協力を賜わり、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

本日ですが、次第にもありますとおり、諮問案件として2件、御審議いただきます。

また、報告案件といたしまして、次期青森県環境計画の策定について、事務局から御説明をさせていただきたいと考えております。

皆様には、忌憚のない御意見等をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ですが、開会の挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

続きまして、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例によりまして、委員の半数以上の出席が必要

となっております。本日は、全委員31名のうち、会場出席が12名、オンライン出席が7名の計19名に御出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入ります。

審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づきまして、会長が議長となって会議を進めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては、川本会長にお願いします。

よろしく申し上げます。

(川本会長)

それでは、次第に従いまして、議事を進めたいと思います。円滑な進行に御協力、よろしくをお願いいたします。

はじめに、議事録署名者を指名させていただきます。

今回の署名者は、沢田委員と中堀委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

次に本日の諮問案件についてですが、皆様のお手元に諮問書の写しが配付されておりますので、御覧いただきたいと思っております。

本日は、オスキジ、オスヤマドリの捕獲等を禁止する措置の延長(案)について
津軽白神湖鳥獣保護区変更計画書(案)について
の2件の諮問を受けております。

それでは、諮問案件1番、オスキジ、オスヤマドリの捕獲等を禁止する措置の延長(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

私、自然保護課長の原と申します。着座にて、御説明させていただきます。

まずはじめに、オスキジ、オスヤマドリの捕獲等を禁止する措置の延長(案)についてでございます。

資料1、本日お配りしてございます、差し替え版を御覧いただきたいと思っております。

本日、差し替えさせていただくことになりまして、申し訳ございませんでした。

内容自体は、変更しているものではないんですけれども、表現を修正した部分がありますので、本日は、この差し替え版にて御説明させていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

1の狩猟鳥獣と狩猟期間でございます。

狩猟鳥獣は、日本に生息している約550種の鳥類、約80種の獣類のうち、資源性、これは、肉とか皮になるといったものです。農林業被害の程度、個体数等を踏まえまして、国がキジ、ヤマドリ等の鳥類26種、ツキノワグマ等の獣類20種を狩猟対象として指定してございます。これは、鳥獣保護管理法に基づくものでございます。

次の狩猟期間です。

法に基づきまして、原則として毎年11月15日から翌年2月15日、これを法定狩猟期間と言いますが、これが定められておりますけれども、生息数が減少した場合など、狩猟鳥獣の保護を特別に図る必要がある場合には、法定狩猟期間の短縮などにより捕獲等を禁止又は制限することができるとなっております。

2番のキジ、ヤマドリの捕獲等の禁止措置、現行でございます。

(1)は、国の措置です。令和4年9月15日から5年間ということで、個体数が減少傾向にある、キジ、ヤマドリの保護を図るため、メスキジは昭和35年から、メスヤマドリは昭和50年から、捕獲等を全面的に禁止しております。これは、5年ごとに延長してきております。

(2)は県です。平成30年11月15日から5年間の措置、本県では、キジ、ヤマドリの狩猟による生息数減少の緩和と保護繁殖を図るため、国の措置に加えまして、昭和40年から、法定狩猟期間のうち1月16日から2月15日までの間、オスキジ、オスヤマドリの捕獲等を禁止してございます。こちらも、5年ごとに延長してきてございます。

それらを表したのが下の図になります。

キジ、ヤマドリのオス、メスごとに11月15日から2月15日までの法定狩猟期間のうち、メスキジ、メスヤマドリ、メスについては、国の方では全面的に禁止の措置を講じています。

オスについては、県においては、1月16日から2月15日までの間、禁止措置を講じています。

結果として、この青い部分、11月15日から1月15日まで狩猟が可能ということになっています。

この県の禁止措置の理由ですけれども、この下の括弧にあります。県内の小雪地域では、2月頃から体毛の変化や鳴き声の変化等の繁殖行動が見られます。そして、雪解けと共に営巣、産卵することから、求愛・繁殖期に近い1月中旬以降、禁猟とすることで、繁殖のための良好な環境づくりを図っているものです。

それでは、先に、2ページ、別紙1を御覧ください。

生息状況等調査の結果でございます。

毎年、県内12か所に約5キロの踏査ルート、歩いて調査するわけですが、そのルートを設定しまして、目視と鳴き声で生息の状況を調査しております。

下の表の1、それから図の1に示すとおり、それぞれの傾向からオスキジ、オスヤマドリともに、近年、現行の平成30年から令和4年までの5年間については、生息状況に大きな変化、変動はないといった傾向にあります。

そして、3ページを御覧ください。

別紙2です。

狩猟解禁日における目撃羽数です。資料の文字が間違っておりました。「解禁日」でございます。11月15日に狩猟者が目撃した数、出合数と称しますが、これらの聞き取り、その結果を取りまとめてございます。

下の表の2、図2-1、2-2に示すとおり、オスキジ、オスヤマドリともに狩猟解禁日における近年、これは、別紙1と同様、現行の平成30年から令和4年までの5年間における目撃羽数、1人当たりの出合数については、大きな変動はないというふうな傾向になってございます。

それでは、1ページに戻っていただきます。

3の諮問事項でございませう。

県が実施いたしました生息状況等調査の結果、別紙1及び狩猟解禁日における目撃羽数、別紙2から県内の生息状況に大きな変化はないことから、県がメスキジ、メスヤマドリの捕獲等を全面的に禁止している措置を継続していることを踏まえまして、オスキジ、オスヤマドリの捕獲等を禁止する県の措置を5年間延長することとしたいと思っております。

(1)措置の内容です。

法定狩猟期間のうち、毎年1月16日から2月15日まで、オスキジ、オスヤマドリの捕獲等を禁止します。この措置は、令和5年、本年11月15日から5年間とします。

(2)捕獲等を禁止する区域は、県内一円とします。

また、参考まで、4ページ、参考資料1として、狩猟による捕獲数の推移でございませう。

この捕獲につきましては、表3、それから図3にお示ししているとおり、過去10年間で両種とも減少傾向にございませう。

それから、5ページでございませう。

参考資料2、利害関係人への意見聴取及びあおもり県民政策提案制度実施結果でございませう。

1の鳥獣保護管理法に基づく利害関係人の意見聴取結果につきましては、皆様から賛成の意思表示をいただいております。

2のあおもり県民政策提案制度、パブリック・コメント制度の実施結果につきましては、意見募集期間が7月31日から8月29日までの間で実施した結果、提出された意見はございませんでした。

それから、最後に6ページ、キジとヤマドリの生態、写真と出典などを記載してございませう。

私からの説明は以上でございませう。

なお、この諮問案件につきましては、委員の皆様からの事前の質問はいただいております。

以上です。

(川本会長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、御質問、あるいは御意見等ございませうでしょうか。

豊田委員、お願いします。

(豊田委員)

青森県猟友会の豊田です。よろしくお願ひします。

先ほどの説明の資料1のページ5、意見聴取結果にございますとおり、青森県猟友会、賛成、その他意見要望として、キジ・ヤマドリの増殖対策を要望します。ということを出させていただいておりますが、ここで、皆さんにお知らせを兼ねてお話をいただきたいと思ひます。

オスキジ、ヤマドリの狩猟できる期間、国があらかじめ捕獲できる期間に設定している1月15日から2月15日までの法定狩猟期間に対して、生息数が減少していること等の理由により、約1か月間、狩猟期間を短縮していることは、反対はいたしません、残念に思っております。

ただ、単純に求愛、繁殖期に近い1月中旬以降、禁猟にするだけで、増殖することはできません。原因は、他にあると、私共は思っております。

それは、天敵であるキツネ、テン、アライグマ、ハクビシン等の増加によるものだと思っております。

1月中旬以降の禁猟で増殖を図るよりも、天敵である獣類の捕獲がより効果的であると考へております。

毎年のことですが、営巣が確認されて、増殖されていることは確かです。ただ、残念ながら、天敵であるキツネ、タヌキ、テン等の捕食の被害に遭って増えていない、減少している実情がございます。

県において、猟期短縮以外に増殖のための対策をこれまで取り組まれてきたことと、今後、どのように取り組まれていくつもりなのかお伺ひします。

(事務局)

豊田委員の御質問にお答えいたします。

豊田委員におかれましては、青森県猟友会の会長さんとして、狩猟の現場からの御意見だと承っております。

委員の言う実態というのが、現実にあるのかもしれませんが、私共といたしましては、そういった豊田委員の意見を踏まえて、専門家の意見を聴きながら、どのような対策を講じていくべきか検討して参りたいと思っております。

豊田委員としては、私共、自然保護課と、委員がお考へになる課題について、個別に協議して参りたいと思っておりますので、御理解していただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

(川本会長)

ありがとうございます。

今の回答でよろしいでしょうか。

その他、御質問、御意見ございますでしょうか。

オンラインの先生方、委員の方、何かコメントございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、豊田委員の方から禁猟期間の話だけではなくて、捕食に関してということがございます。

それ以外に御意見がないということであれば、この資料の5ページですね。利害関係人の意見聴取にあるような、今、御意見いただいた天敵ではないかというような具体的などろを含まない形で増殖対策についても、要望をしたいということ付した上で答申したいと思います。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、他、御意見がないということですので、諮問案件1につきまして、増殖対策についても、要望してください。具体的には、猟友会等が意見交換をしながらということになるかと思っておりますけれども、そういう意見を付した上で原案どおり答申するという事によろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今のとおり、意見を付した上で答申するという事にしたいと思います。

それでは、諮問案件2に進みたいと思います。

津軽白神湖鳥獣保護区変更計画書(案)について、事務局から説明をお願いいたします。お願いします。

(事務局)

自然保護課長の原です。

私から、津軽白神湖鳥獣保護区変更計画(案)について、御説明させていただきます。

資料は、資料2-1、これも本日差し替えさせていただきましたけれども、こちらと資料2-1、資料2-2がございます。

変更計画書(案)は、資料2-2となっておりますけれども、本日は、差し替えの印のついた資料2-1に基づいて御説明をしたいと思います。

それでは、1ページを御覧ください。

1 鳥獣保護区の概要です。これは、一般的な鳥獣保護区の概要です。

(1)概要です。

鳥獣保護区は、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的に環境大臣又は都道府県知事が20年以内の範囲で指定してございます。こちら鳥獣保護管理法に基づくものです。

青森県内では、令和5年度現在で88か所、約13万2,000ヘクタールが指定されております。

また、環境大臣が指定したものは国指定鳥獣保護区、県知事が指定したものは県指定鳥獣保護区と呼ばれ、今回指定の変更を行う鳥獣保護区は県指定のものとなります。

(2)区域内での制限です。

鳥獣保護区の区域内では鳥獣の捕獲が禁止されるわけですが、ただし、鳥獣による農作物等の被害が甚大な場合には、鳥獣保護管理法に基づく市町村の許可を受けて、それらの鳥獣を捕獲することができます。

また、鳥獣保護区の地権者は、鳥獣の生息環境を保全するための鳥獣保護施設等、これは、餌や水を与えるような施設が設置される場合は、受忍義務、その設置等を拒否できないという義務が生じます。

(3)の指定区分です。

森林に生息する鳥獣の保護、行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣等の保護、身近な鳥獣の生息地の確保、自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場の確保など、指定の目的に応じて、以下の7つの区分に分類されるものでございます。

2ページを御覧ください。

2番の津軽白神湖鳥獣保護区変更計画書(案)の概要でございます。

(1)の変更理由です。

津軽ダムの完成により、ダム湖の名称が美山湖から津軽白神湖に変更され、また、区域が拡張されたことから、次のとおり、鳥獣保護区の名称及び区域等を変更するものです。

(2)主たる項目と変更内容です。

左側が現行、それから、右側の欄が変更後、一番右が理由等の備考欄になってございます。上から参ります。

名称は、美山湖鳥獣保護区から、津軽白神湖鳥獣保護区になります。

区域です。非常に表示が難解なんですけれども、中津軽郡西目屋村大字砂子瀬地内目屋ダム本堤体北端から北西9メートルの地点にある目屋ダム貯水用地境界石標1号を起点とし、この起点から西方に進み貯水池用地を一周し、起点に至る標高187メートルの水平線内に囲まれた区域一円となっています。

これは、ダムの本体ですね、本堤体といいますのは、ダム、水を遮る構造物そのものを指しますけれども、その最も上の部分、3ページを御覧いただきますと、今、津軽ダムという表示で黒い長方形、縦長の長方形が表示していますけれども、これが、ダム本堤体です。これが、南北方向に設置されています。

この最も高いところの北側の近くにダムの用地とそうじゃない用地を分ける標示がある。その表示の位置を表すのにこんな書き方をしているわけです。

本堤体の一番北の端から北西9メートルの地点にある目屋ダム貯水用地境界石標1号という標示があります。その標示の高さが187メートルあります。この起点から、西の方から反時計回りに1周した時に現れる、美山湖鳥獣保護区では、その区域としているということです。

変更後は、どうなるのかと申しますと、津軽ダム本堤体北端にある津軽ダム水域指定標柱第4号、今度は、この標柱第4号を起点として、これが標高226メートルの位置にある。この標柱から西の方向に、反時計に回った時にできあがる水平線内に囲まれた区域、423

ヘクタールの区域と変更するという変更案でございます。ダム湖の区域の拡張に伴う変更ということになります。

続いて、存続期間です。こちらは、変更ございません。平成23年11月1日から令和13年10月31日まで。

指定区分も変更ございません。身近な鳥獣生息地の保護区となっております。

指定目的です。

現行においては、ハクチョウ、サギ類、カモ類等の渡来数が多いことから、鳥獣保護区に指定しと、簡潔な文章になっておるんですけども、国の通知に基づいて、より具体的な記載に、今回、改めております。

変更後の欄でございます。

当該区域は、西目屋村の中央部に位置する津軽ダムの貯水区域である。カモ類、アカゲラ、カケスを始めとする多様な鳥獣類が生息しており、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠB類に分類されるイヌワシなどの種の他、青森県レッドデータブックで重要希少野生生物に分類させるミサゴなどの種。そして、希少野生生物に分類されるカンムリカイツブリなどの種も見ることができます。

また、当該区域周辺には、津軽ダムパークなど、4つの公園整備がされ、カヌーやボートなどを通して、県民が身近に鳥獣に触れ合える貴重な場所となっております。

このため、当該区域を身近な鳥獣生息地として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものです。

ここでも、環境省レッドリスト、それから青森県レッドデータブックがございます。環境省レッドリストにつきましては、カテゴリーが4つございまして、ⅠのBというのは、ⅠのAとⅠのBというのがあるんですが、近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高いというような定義になっております。

希少、青森県レッドデータブックにおける重要希少野生生物、それから希少野生生物についても、本県レッドデータブックに区分されているカテゴリーになってございます。

続いて、管理方針です。

定期的な巡視などにより鳥類の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施して参ります。

区域の図面です。次のページを御覧ください。

地図での表示が、まだ目屋ダムであるとか、美山湖になっておりますけれども、こちらの最新の図面がこちらをさせていただいております。

赤い線、最も内側の線が現行の美山湖鳥獣保護区の区域を示しています。

そして、斜線部分、拡張の範囲を示しておりますけれども、この最も外側のラインが今回変更いたします、津軽白神湖鳥獣保護区の区域を表示してございます。

このような形で鳥獣保護区の管理を拡大したいと考えております。

それでは、4ページを御覧ください。

参考資料1といたしまして、関係地方公共団体・利害関係人への意見聴取及び公告実施結果であります。

1の関係地方公共団体・利害関係人の意見聴取の結果、各団体様から賛成するとの回答をいただいております。

2の公告実施結果

本年8月4日から8月17日までが縦覧といたしましたけども、提出された意見はございませんでした。

以上、説明を終わります。

(川本会長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

田中委員、お願いします。

(田中委員)

この西目屋地区なんですけれども、説明にもございますとおり、毎年夏、7月にとても大きなイベントを開催しているんですね。そして、毎年、年々訪れる方が凄く多くなってきて、ここにありますが、県民の皆様にとっても身近に触れ合える貴重な場所になっていると思うんですけれども。

そこに、書面、計画書などには、このように沢山の種類とかが書いていますが、そこに行った方々、自然と触れ合うために行った方々に分かるような、明確、ここって、こういう場所なんだなって、子どもたちとか親御さんが分かるような標識とか明示とかしてらっしゃるのかなというのを思いました。

そして、定期的な巡視というのも、こういう人が沢山集まる時に巡視をしていった方が本当は効果的なんじゃないかなと思うんですけれども。巡視というのが平日とか、そういう時に行ってらっしゃるのかなとか。その点、1つ、お伺いしたいところでございます。

(川本会長)

今の件ですけど、お願いします。

(事務局)

お答えします。

人、沢山いらっしゃる場所、鳥獣保護区のあたり、公園とか設置されて、避暑旅行の方が訪れているという場所と伺っています。

その標示に関しまして、私共、県の指定するものであれば、確認する、しているところでもあるんですけれども。国の施設であったり、町の施設であったりというようなところについ

では、きちんと確認しているとは言えないので、ここで標示が適切にされているのかどうかというのは、直ちにはお答えできません。申し訳ございません。

それから、巡視についてなんですけれども、今回、諮問させていただいた鳥獣保護区については、県が鳥獣保護区の巡視員を配置しています。その巡視員の方々が毎月、自分の担当するエリアの生息状況を巡視するというような活動を行っているというところでございます。

(田中委員)

それであれば、市町村の話になるのかもしれないですけど、それぐらい素晴らしいものが生息していることを少しでも告知できるような場所があればいいなと、今、思いました。

以上です。

(川本会長)

ありがとうございます。

ちょっと、諮問案件とは違うかもしれませんが、今のようなところに関係するところと情報共有していただければと思います。

よろしくお願いします。

他に御意見、あるいは御質問、ございませんでしょうか。

オンラインの皆様、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、他に御意見がないということでよろしいですか。

それでは、これで質疑を終わらせていただきます。

それでは、諮問案件2については、野生種の明記をというところでコメントが付きましたが、これについては、関係するところと情報共有をしていただくということで、諮問については、原案どおりが適当であるということでよろしいでしょうか。

【「よろしいです」の声あり】

ありがとうございます。

それでは、御異議がないということで、諮問案件については、原案が適当であると認め、答申いたします。

以上をもちまして、諮問案件2の審議を終了いたします。

それでは、本日の諮問案件2点について、1点目につきましては、原案が適当ではあるということではありますが、それに付す形で増殖に関する施策ということも検討いただきたいという旨を追記するというような形。

それから、諮問案件の2件目につきましては、原案どおりということで答申するというようにいたします。

なお、答申書の作成、交付については、私の方に一任いただくということによろしいでしょうか。

【「はい」の声あり】

ありがとうございます。

以上をもちまして、諮問案件の審議を終了いたします。

ここで、資料3ですね。1件、報告案件がございます。

次期青森県環境計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

青森県環境政策課長の上村と申します。

私から、次期環境計画の策定について、少しお話をしたいと思います。

今年度が策定時期になっているんですけれども、県の基本計画と合わせて環境計画の策定を進めているところです。

実際、環境審議会においては、12月、次回の会議の場で詳しく内容を説明して、御意見をいただくということにしておりますけれども、本日は、こういうスケジュールで、こういう内容で検討を進めますということを最初に委員の皆様にご報告しておきたいと思っております。

資料3を御覧いただきたいと思っております。

まず、青森県環境計画ですけれども、これは、青森県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づいて、本県における環境の保全及び創造に関する施策と総合的かつ計画的に進める、推進するために策定している計画となります。

現行計画は、今年度が最終年度となっております、計画期間が令和2年度から今年度、5年度までというふうになっております。

また、先ほど少し触れましたとおり、県の行政運営の基本方針となる新たな青森県基本計画が年度内に策定されるため、当計画との整合を図りながら、環境計画についても年度内に次期計画を策定することとしております。

次に次期計画策定の進め方についてですけれども、まず、1として、策定体制等についてです。

まず、現行計画の取組状況等の評価、それから次期計画の検討のため、自然環境、生活環境など各分野の学識経験者等を委員とする有識者会議を設置しております。併せて、庁内各部署主管課等で構成する庁内連絡会議を設置します。

また、計画案について意見を求めるため、条例10条3項の規定に基づいて青森県環境審議会に諮問することとしております。

委員の名簿については、この資料の下の表のとおりとなっております。

このうち、鮎川委員、加藤委員、関下委員、松山委員については、この環境審議会の委員から有識者会議の方にも参画いただいております。

また、名簿に記載はございませんけれども、川本会長にもオブザーバーとして参画をいただいているところでございます。

次に2として、今後のスケジュールでございます。

まず、既に8月4日に第1回目の有識者会議を開催しております。

今後ですけれども、9月下旬に第1回目の庁内連絡会議、10月上旬に第2回目の有識者会議、このあたりで計画の骨子案の検討を行います。

そこでの検討を踏まえ、11月には、再び庁内連絡会議と有識者会議、ここで、計画の素案を検討しまして、12月にはパブリック・コメント、市町村への意見照会。

それから、はじめに申し上げましたとおり、この環境審議会でも計画素案を御報告いたしまして、意見をいただくこととしております。

また、次の2月の環境審議会、ここで最終的な計画案をお示しして、最終的な答申をいただくという流れで、3月の計画決定まで進めていきたいと思っております。

なお、県の基本計画については、現在、検討が行われていまして、丁度、先週の金曜日、9月8日の日に総合計画審議会からその審議会案として県への答申がなされております。

今後、基本計画の進捗状況、内容を踏まえて、具体的に環境計画の骨子、それから素案というふうに策定手続きを進めていくこととなります。

以上が計画策定、今後の予定等についての説明でした。

以上です。

(川本会長)

ありがとうございます。

計画策定がスケジュールのとおり進んでいくということで、環境審議会に関するところについては、12月に開催というところで骨子案が示されて、その次の年明けの審議会では、諮問を受ける予定であるというような説明だったかと思っております。

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

オンラインの皆様、よろしいでしょうか。

それでは、特にこれについては、今のところ御意見がないということで、本日の案件については、これで全て終了ということになります。

議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、事務局へお返しいたします。

(司会)

川本会長、委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、環境生活部長の館から御挨拶申し上げます。

(館部長)

川本会長はじめ、委員の皆様、お時間をいただき誠にありがとうございました。

お陰さまで諮問案件2件、答申いただきました。

皆様におかれましては、引き続き環境行政を含め、県政全般について御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第42回青森県環境審議会を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。